



Can Do

“可能性への挑戦”

第11号

第11号

金田会計事務所通信

怪・力・乱・神を語らず

新人の営業マンだったころ、「奇跡的」な成績を上げる同僚がいました。飛び込み営業の際、あるお客さまの「死んだ息子そっくり」であったことから大きな契約を取ったり、注文をしようとしていたお客様にたまたま出合ったりと私には信じられない(ありえない)実績を立てるのです。「よっぽど先祖が良いことをしたのだな」ぐらい思い込まないと余りにも不公平な気がしてなりませんでした。

私は決して器用ではなく、ずば抜けて優れているわけでもなく、神がかり的な実績を上げることもありません。学生時代でもクラスには必ず「天才」がいて、どうあがいても勝てそうになかったのです。シアトルマリナーズのイチローには勝てないが、彼を除けば、1番ということを常に考えていました。それ故、自分は人一倍努力をしなければならない人生を歩むようになっているのだという人生観が染みついています。そうですから、賭け事や甘い話には余り興味がありません。宝くじだって当たる気がしないので進んで購入しません。自分は「特別」という意識がないのかもしれませんが。

しかし、今まで「もうだめだ」というピンチにさらされたことは幾度となくあり、大きく立ち塞がる壁にも直面してきました。眠れない夜を過ごしたこともあります。それでも何故か乗り越えることができました。自分の力のみで越えて行くことができたなどとは思っていません。けっして、神仏を否定することはありませんし、大事にするほうです。霊体験についても、怖い目にあったことはありますが、どちらかといえば、鈍感なので、得意な人に任せることにしています。ただ、今を精一杯やるだけです。

世の中の景気や出来事がおかしくなっている現状で、何かに期待する思いが出てくるのは人の常です。こちらが期待する以前に、最後には必ず良い結果が用意されているような気がするので、あえて「特別」というプレッシャーを捨て、委ねる姿勢で取り組むのが今は必要なのではないでしょうか？

孔子は論語で「怪・力・乱・神(かい・りょく・らん・しん)を語らず」と言っています。どんな妨害、惑わし、環境の変化があろうとも**自身の突き進む決意**を感じることができます。奇跡を起こした天才達のその後を知ってしまうと先に恩恵を受けてしまうことの大変さを思わざるをえません。彼らにうらやむ気持ちを持ちつつも、自分には何もないことが幸いだとの気持ちで行こうと肩に力を入れすぎず、日々励んでいるところです。

税理士 金田 康良

2008年6月



リース会計が変わりました!! (新リース会計開始)

平成 20 年 4 月 1 日以降に契約するリース取引については、賃貸借処理ではなく、**売買取引があったものとして処理すること**となりました。

これは、日本のリース取引のほとんどは、機械等の資産をリース会社が代わりに購入し、事業者が借り受けることにより賃貸料を支払っている形をとっているのに対して、実質的にはリース会社からお金を借りて購入していること(金融取引)と同じであるため、本来決算書に乗るべき資産と負債が簿外(オフバランス)になっていることを問題とし、国際会計基準に合わせたためです。

では実務的にはどのように変わるのでしょうか？

【原則的な処理】

リース契約をした場合はリース総額を資産に計上し、未払金(リース債務)を立てなければなりません。

例 1) 事業年度初めにリース期間 60 月、月額リース料 10,500 円の契約

契約時 : (リース資産) 630,000 円 (リース債務) 630,000 円

(注) $10,500 \text{ 円} \times 60 = 630,000 \text{ 円}$

リース料支払時: (リース債務) 10,500 円 (預金) 10,500 円

(減価償却費) 10,500 円 (リース資産) 10,500 円

(注) 減価償却費はリース期間定額法による(リース料支払額に一致)



【中小企業等の特例】

リース会計基準が強制適用されない中小企業や 1 件あたりのリース総額が 300 万円以下のもの、リース期間が 1 年未満のものは従来どおり、資産計上せずに賃貸借処理(支払時にリース料とする従来と同じ)が認められています。ただし、賃貸借処理をしたとしても、法人税法・所得税法上はあくまでも売買取引扱いなので、**支払リース料=減価償却費**としての取扱いです。

【中小企業では何が変わりますか？】

最も問題となるのは消費税の取扱いです。

税法上は売買処理として統一されているため、リース契約締結時に資産を購入したとして、リース総額に係る消費税額が仮払消費税としてその期に一括して控除できるようになります。

例 2) 上記例 1) で税抜経理の場合(中小企業で資産計上しない場合)

契約時 : (仮払消費税) 30,000 円 (未払金) 30,000 円

(注) $10,500 \text{ 円のうち消費税部分 } 500 \text{ 円}$

$500 \text{ 円} \times 60 = 30,000 \text{ 円}$

リース料支払時: (リース料) 10,000 円 / (預金) 10,500 円

(未払金) 500

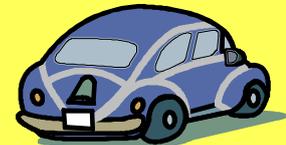


【その他の注意点は？】

- ① 売買取理ではありますが、一括償却資産や少額償却資産の対象外となっているため、リース総額がたとえ10万円未満でも、**一時損金又は3年償却は認められません**。(措置法の30万円未満の少額資産の償却特例は認められるようです)
- ② 新リース会計により売買取引とされたため、「中小企業投資促進税制」等の**リース税額控除は廃止**となりました。ただし、リース税額控除の場合は、リース総額×60%×7%(実質4.2%)に対して、取得となると7%の税額控除が使えるわけですから有利になります。

【リースは全て適用を受ける？】

新リース会計の適用を受けるのはファイナンス・リースに該当するもので、オペレーション・リース(いわゆるレンタル)については従来どおりです。従って、**レンタカーを借りた場合などは、売買取理にはなりません**。



【処理を誤った場合は？】

特に、消費税の処理を誤ると、問題が生じます。たとえば、例2)の契約1年目で従来のようにリース支払時に仮払消費税500円のみを計算した場合

1年目: 還付消費税額6,000円(本来、還付消費税額30,000円)

2年目以降: 還付消費税額6,000円(本来、還付消費税額0円)

となり、税務調査で指摘を受けた場合、2年目以降の消費税の過年度修正による税額及び加算税が課される一方、1年目については更正の請求期限が終わっている場合還付されないこととなりますので、要注意です。

新リース会計は、実は複雑な問題があります。貸し手にとっては一種の金融取引に相当するため、受取リース料の内訳には「受取利息」が含まれていることとなります。そのため、借り手側も支払リースの内訳に、本来、消費税の非課税である「支払利息」があるとみられます。契約書に明確に利息部分の金額があれば借り手側の仕訳が複雑になりますが、普通は明らかでないため、上記例)の仕訳になります。又、税法の規定についてはより簡易にするように各方面からの要望があり、今後変わることもあるかもしれません。

いずれにせよ、平成20年4月1日以降のリース契約には、必ず税理士などの専門家に報告・相談してください。





メタボ対策で医療費控除



平成 20 年 4 月 1 日から特定健康診査・特定保険指導(いわゆる、メタボ検診)が開始されました。この検診やその後の改善費用については、医療費控除の対象になるのかが注目されています。

【対象となる費用】

メタボ検診の自己負担額については、医療費控除の対象にはなりません。しかし、検査の結果、生活習慣病の発症リスクが高いと診断され、引き続き診断を行った医師の指示に基づき、特定保険指導が行われた場合の自己負担額は、医療費控除が受けられます。



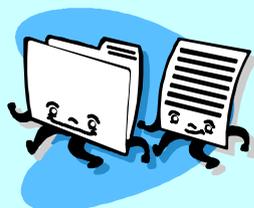
【その後の運動の費用は対象になる？】

その後、指導に基づいた運動の施設利用料や、サプリメントなどの食品の購入費用は、残念ながら医療費控除の対象となりません。



【添付要件】

医療費控除の対象となる自己負担分については、特定健康診査の実施機関名及び特定健康診査を実施した医師名などの 5 項目の記載がある領収書を確定申告書に添付する必要があります。



金田会計事務所

〒541-0052

大阪市中央区安土町 3 丁目 4 番 5 号

本丸田ビル 3 階 (1階阪急そば)

TEL(06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : kanedakaikei@peace.ocn.ne.jp

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として
税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動
へのサポートを行っています。お気軽にご相談下
さい。

